

令和元年度（2019年度）

八王子市職員採用試験募集要項

《身体に障害のある方》



1 募集職種、試験区分、採用予定者数及び受験資格

職種	試験区分	採用予定者数	受験資格
一般行政職	L 行政 (大卒程度)	若干名	以下の要件を全て満たす方 ① 昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方（学歴要件なし） ② 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けている方。 ③ 通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分勤務）での従事が可能な方 ④ 介助者なしで職務遂行が可能な方 ⑤ 活字印刷文による出題に対応可能な方 ※ 拡大文字による試験実施や、車椅子による来場等を希望される場合は、対応の準備をしますので、申込み時に4ページの間合せ先までご連絡ください。

- (1) 同一試験日における複数の試験区分への申込みや、申込み後の試験区分の変更はできません。
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

点字での受験をご希望の方へ

令和元年度（2019年度）中に、障害のある方を対象とした嘱託員（名称変更の可能性あり）の募集をする予定です。

この度の正規職員採用試験では、点字での受験はできませんが、障害のある方を対象とした嘱託員の採用試験では、点字での受験が可能です。試験の実施については、決まり次第、広報はちおうじや本市ホームページでお知らせします。

2 申込方法

申込方法	郵送（持参やメール便等による申込みはできません。）
提出物	<p>① 八王子市職員採用試験申込書 1通</p> <p>② 顔写真〔タテ4cm、ヨコ3cm〕 2枚 （うち1枚は申込書の顔写真欄に貼付し、残りの1枚を同封すること。）</p> <p>③ 卒業した最終学歴の成績証明書 1通 （令和2年（2020年）3月末日までに卒業見込みの方は、在学校の成績証明書）</p> <p>④ 身体障害者手帳の写し 1部 （障害の内容がわかる部分）</p>
受付期間	令和元年（2019年）7月16日（火）から8月31日（土）まで【必着】
郵送先	〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 八王子市総務部職員課人財育成担当
郵送方法	<p>提出物と返信用封筒（長形 3 号）（返信先住所及び氏名を記入し、82 円切手を貼付したもの）を角形 2 号（A4 サイズ）の封筒に入れ、必ず「簡易書留郵便」で上記の宛先へ郵送してください。簡易書留郵便の「受領証」は受験票が届くまで大切に保管してください。</p> <p>書類送付の際には、封筒の裏面に住所及び氏名を記入してください。</p>
受験票	<p>令和元年（2019年）9月6日（金）までに発送します。</p> <p>※ 令和元年（2019年）9月11日（水）までに受験票が届かなかった場合は、4ページの間合せ先までご連絡ください。</p>

- (1) 提出いただいた書類は第一次試験に含まれます。返却しませんのでご了承願います。
- (2) 申込書は、A4サイズ両面（長辺とじ）で提出してください。
- (3) 学校が遠方の場合など、成績証明書の取得が間に合わない場合は、4ページの間合せ先まで事前にご連絡ください。

3 試験の日時、会場及び合格発表の方法

	実施日時	会場	合格発表の方法
第一次試験	令和元年（2019年）9月22日（日）	八王子市役所 会議室	合格者に対し、 10月11日（金）に合格 通知を発送します。
第二次試験	第一次試験の合格者に対して実施します。詳細は、 第一次試験の合格者に通知します。	八王子市役所 会議室	合否にかかわらず、 第二次試験の受験者全 員に、11月1日（金） に結果通知を発送しま す。
	令和元年（2019年）10月23日（水）		

各合格発表の日から7日間、八王子市役所前の掲示場及び八王子市ホームページに合格者の受験番号を掲出します。

(URL : <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/contents/saiyou/index.html>)

4 試験の方法

	科目	概要
第一次試験	教養試験	【15題出題】 文章理解（英文含む）、判断推理、資料解釈、数的処理、時事問題 等
		【50題出題中35題選択】 人文科学系（文化、歴史、地理）、社会科学系（法律、政治、経済）、自然科学系（物理、化学、生物、地学）、社会事情等
	論文試験	【1題出題】 課題に対する記述式（論文）試験を行います。 (1,200字程度)
第二次試験	適性検査	仕事への適応性等について、筆記による検査を行います。
	口述試験	個別面接による試験を行います。

- (1) 本試験の出題内容の程度は、大学卒業程度です。
- (2) 教養試験の成績等が一定の基準に達しない方については、論文試験の採点を行いません。
- (3) 最終合格者は、第一次試験、第二次試験の成績等を総合的に判定し、決定します。
- (4) 試験内容に関して、記載してあること以外はお答えできません。

5 採用の方法及び採用の時期

- (1) 最終合格者を高得点順に採用候補者名簿に登載し、採用の必要が生じたときに、順に採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載から1年間です。
- (3) 採用は、原則として令和2年（2020年）4月1日となります。

6 初任給

- (1) 初任給は、各人の卒業時年齢及び学歴・職歴等によって算出されます。
例) 採用時大学4卒22歳の場合 月額 211,260円
※ この初任給は、令和元年（2019年）7月1日現在の給料月額に地域手当（15%）を加えたものです。この初任給は、目安であり、採用時の給料を約束するものではありません。
- (2) 採用前に給与改定があった場合は、その定めるところによります。
- (3) 通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

7 その他

- (1) この試験において市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。
- (2) 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。なお、申込書記載事項に虚偽があった場合、職員として採用される資格を失う場合があります。
- (3) 日程変更等の重要なお知らせは、八王子市ホームページに掲載します。
- (4) 職員採用試験は、市民の皆様の貴重な税金を使って実施します。申込者は必ず受験してください。

問合せ先

八王子市 総務部 職員課 人財育成担当
〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
<電 話> 042-620-7254 (直通)
<E-mail> jinzai@city.hachioji.tokyo.jp